

1. 件 名：原燃輸送株式会社による核燃料輸送物設計変更承認申請等に関する面談（1）
2. 日 時：令和4年9月29日（木）10時00分～10時55分
3. 場 所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※はTV会議システムによる出席）：
原子力規制庁 原子力規制部 核燃料施設審査部門
石井企画調査官、日坂管理官補佐、甫出主任安全審査官、山後安全審査官
原燃輸送株式会社
設計・開発部長 他3名※
5. 自動文字起こし結果：別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。
6. その他：
なし

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	はい、規制庁サンゴです。それでは、これから原燃輸送株式会社の行政相談を開始いたします。
0:00:10	まず不開示情報は発言しないように注意をしてください。
0:00:14	発言してしまった場合はその場で指摘をしてください。
0:00:17	発言の際にはマイクを使用してください。
0:00:20	その際に、所属、氏名を述べてから発言をお願いします。
0:00:26	使用しないときのマイクのスイッチはオフにしてください。
0:00:31	それではですね、原燃輸送から、今回の行政相談の内容を簡潔にご説明いただきたいと思います。お願いします。
0:00:43	はい。原燃輸送設計開発部長の仲間と申します。今回ですね、N f t m 型及びN f T 14 P 型の設計承認、容器承認につきまして、
0:00:58	今後ですね申請させていただきたいということで本日、行政相談ということでお話をさせていただきたいと思っております。
0:01:06	それではですね、まず相談の確認させていただきたいということで、今回ですね 14、目方等 14 P 型、それぞれ、
0:01:17	申請したいと、理由について述べさせていただきます。
0:01:23	まずM4P12B型ですが、こちらはですね、国内M O X 輸送に使用する輸送容器として開発されております。
0:01:34	で、現時点でですね、具体的な輸送計画というのは、お示しできない状況なんですけど、事業者としましては、プルトニウム利用の観点からですね、
0:01:45	再処理によりられるプルトニウムから製造されるM O X 燃料収納移送するための輸送容器をですね、必要基数準備する必要があります
0:01:55	あると考えておりますということで、着実にですね、今後、五つ承認を取得していて、取得してM O X 燃料の輸送に備えたいと考えております。
0:02:08	で、この申請につきましてはですね、本日の行政相談後にですね、速やかに設計承認申請をM4Pですね、それからM12Bですね、を行いたいと思っております。
0:02:22	それから、もう一つ、14 P 型という容器、こちらの方はですね使用済み燃料の輸送容器ですけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:31	こちらがですねまずなぜ申請したいかと、理由につきましては、使用済み燃料輸送はですね、発電所の中済み燃料貯蔵ピットが現状逼迫する状況と、
0:02:43	いうふうな状況においてですね、発電所の運転停止をですね会社への非常に重要な手段と、輸送によってですね、ピットを
0:02:55	開けると、そういうようなことで重要な手段と考えております。ということでこれもですね、まだ具体的にその計画を示せておりませんが再処理工場への輸送が可能な状況になれば、
0:03:06	確実に輸送できるように準備したいと思っております孫がかかれば、すぐ輸送できるという状況にしたいと思っております。
0:03:15	それからですね 14P 型につきましては、今回ですね、すでに
0:03:22	14 ページが 1 回設計承認いただいておりますけども、
0:03:26	新しくですね主幹招待を新規製造したいと思っております。で、これにあたって、設計承認をいただいた後ですね、緩衝体の新規製造を行いまして、
0:03:42	それを受けた上で新しい容器承認を取得して、備えたいと考えております。
0:03:49	ただこの緩衝体野瀬新規製造ですね、これは今 1 年以上という一応工程となっておりますので、要望書についてはそのあとということになります。
0:04:03	以上を踏まえますと、14 ページの方はですね、MOPM12B に続きまして、10 月、
0:04:13	から、
0:04:15	申請の考え方についてご相談を開始させていただきたいと思っております。
0:04:22	申請スケジュールについてですが、M4P と M12B、こちらにつきましては、当 2 課た式ですね、同時に設計承認申請を出させていただきたいと思っております。
0:04:37	こちらの容器、現在製造中でございますので、設計承認取得後ですね、容器承認申請については、製造が、上記を踏まえて、
0:04:49	適宜、申請させていただきたいと思っております。
0:04:54	それから 14P 型につきましては、先ほども理由のところに述べましたけども、10 月からですね、申請の考え方をご相談させていただき、準備が整い次第、速やかに設計承認を行いたいと思っております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:12	設計承認取得後に、緩衝体製造のですね約1年を要しますので、完成次第、容器承認を申請するというスケジュールで行いたいと思います。
0:05:27	続きまして申請内容についてですけども、
0:05:32	まず設計承認申請のM型の方ですが、こちらはですね、既存の設計承認が、有効期間内、ということで、現状有効期限が2025年の12月までございます。
0:05:47	ということで、変更申請ということで、次、
0:05:51	申請を行いたいと事業者は考えております。
0:05:55	で、14P型の方は、設計承認し、所がすでに出向しているということで、新規の設計承認として申請を行いたいと思います。
0:06:06	それから、今回の申請についてはですね、外運搬規則、これが改正されましたのでこの対応に基づくものでございます。
0:06:16	それから、申請にあたってですね申請書の記載、それから、内容についてはですね、先行事例である原燃工さんの申請等を踏まえまして、
0:06:30	定年見解ですね、技術基準適合性評価の記載を踏まえた上で申請させていただきたいと思っております。
0:06:38	はい。原燃輸送からは以上でございます。
0:06:49	説明ありがとうございます規制庁様です説明ありがとうございます。
0:06:53	規制庁側から幾つか確認させてください。
0:07:00	ですね、話の中で、申請の考え方、14P型の申請の考え方の相談をしたいということがあったんですけども、これは具体的に何を、
0:07:13	おっしゃってるんでしょうか。
0:07:17	はい。
0:07:18	14P型ですね先ほどM型は変更主承認申請と、弟子栄子準備型新規申請ということでございますので、
0:07:30	まず過去に
0:07:33	主許可を終えましたですね14P型の容器との相違点を交えて、概要の説明をまずさせていただいて、
0:07:42	それからですね、今回もM4P M12B、Aを申請させていただいてこれを見て14ページを申請させていただくんですけども、
0:07:54	その時のですね考え方いろいろ反映されて14Pがまた申請することとなると思いますので、そこら辺の相違点ですね、事業者の考え方はが、これまでの例えばNRセンターの

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:09	審査状況を踏まえた考え方が間違っていないかということを確認させていただいた上で申請させていただいていただきたいと思います。で、具体的にですねその主相違点というのは何かといいますと、例えば、
0:08:24	使用予定期間とか予定回数とかですねこれはすでにもう 14.1 回使っておりますので、こちらの方の考え方とかですねそれから緩衝体を先ほど申しましたけど新規設計いたしますので、
0:08:39	こちらの方の概念、考え方という概念についてちょっとご相談させていただきたいと思っております。はい。すいません、現実の中は以上です。
0:08:53	規制庁サンゴですけれども、そちらの、その考え方がいいか悪いかみたいな判断をするというのはすでに審査になってると思われまので、
0:09:03	そういった話は申請後の審議会審査会合とかで行うべきと考えます。
0:09:11	そういった
0:09:12	たことでない。
0:09:14	何かしらの相談があれば、今回のように行政相談という形をとると思いますけれども、
0:09:19	そのあたりよく整理をして、予定してください。
0:09:28	はい。現在そのナカマです。はい。審査等というところで、微妙なところがございますけど審査に内容に関わるようなことについては
0:09:39	実際に審査して、申請してからですね、実施していただきたいと思えます。今、原燃輸送側で考えてございますのは中身の審査については、
0:09:51	実際に申請してから、ちょっとその前に、当然、
0:09:56	今言ったようなそういう点がございますので、中身については、行政相談の中身については、また、
0:10:05	ご相談させていただきましても、10月からですね、開始したいということだけちょっとご了解いただきたいと思っております。
0:10:15	以上です。
0:10:18	規制庁の石井ですけど、今おっしゃってるその相違点っていうのは、そういう点があることによって、
0:10:25	何かその設計方針だとかそういうことが変わるってことです。
0:10:37	原燃輸送ノジマです。
0:10:41	そうですね衛藤進今回 14 ページ新規申請になりますが、
0:10:51	現状あるものを使用して、すでに使用しておりますのでそこら辺のその使用予定期間、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:59	資料で代え数、こちらで考えているものと、
0:11:07	認識合っているかどうか、ちょっとご相談をさせていただきたくてそれによつては、
0:11:15	申請書の内容が少し変わってしまうところがございまして、事前に相談させていただきたいと考えている次第です。
0:11:25	規制庁の石井ですけど、今おっしゃってる部分っていうのは、
0:11:29	多分、
0:11:31	令和3年1月1日付けで、経年変化の考慮に関わる
0:11:39	何ていうかね、その評価を考慮した上でっていう古藤に代わっていこう。
0:11:45	同じような事例はいっぱいあると思うんですね。使っているものに対して新規でやる時にどうするのかっていうのは、
0:11:53	そこは過去の申請書とかを見ていただければ、
0:11:58	何ら変わりはないんじゃないかなと思ってるんですけど。
0:12:05	規制庁がなく、補足ありますか。僕はそうだと思うけど。
0:12:10	規制庁のサンゴですけどもその認識がどうかっていうのを、審査に値するようなものはこちら判断今できませんけれども、具体的に何をしようとしてるんですかね。
0:12:23	今まで他の先事例では、設計条件として、
0:12:28	それがー
0:12:30	保守的に見て何年何ヶ月とかそういう、負荷がかかった状態で材料が劣化しないとかっていうのを示した上で、
0:12:40	経年変化の影響は安全快適に、
0:12:43	反映する必要はないと、絶対的は従来のままだでもいいみたいなそういった説明をされてルーようなんですけども、
0:12:52	その使用状況とかが何か気にされてるようですけども、どういったことをやろうとしてるんですかね。
0:12:59	設計条件は保守的に見るけれども使用状況は、
0:13:04	そこまで。
0:13:05	高負荷になっていないので、
0:13:09	寿命として考え方はこうだとかそういったことをしようとしてるんですかね。
0:13:16	ちょっと簡単にお聞かせいただけますか。
0:13:22	N-Sヤタです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:24	他社のSARではその使用予定期間と使用回数がある程度決められて、それに基づいてか、過去もその予定の期間の回数で評価されてると。
0:13:37	認識してるんですけど、NT14P型では、これまで過去の20年ぐらいで使用された実績というものが明らかになってますので、累積された劣化の状況というのは、
0:13:50	実績に基づいて評価して、で、これ、今後の話については、主要予定期間使用予定回数の予定に従った評価をするということを考えて、
0:14:03	いいのか。
0:14:05	規制庁のサンゴですけども、
0:14:08	今言ったお話は、実際の現物の容器の寿命を考える上では非常に有効だと思うんですけども、
0:14:17	デザインとして、
0:14:19	使用実績がこれこれなのでっていうのは、
0:14:22	ちょっと考え方として違和感があるんですけども。
0:14:30	元菅田です。そのデザインという意味では確かに、
0:14:36	製造時期からどれぐらいの回数め年月、大丈夫だというふうなことを考え、
0:14:43	ことが重要だと思っています。ただ、もう現時点で長期間使用されてって、
0:14:52	サンゴさんがおっしゃった通り、現実的な評価を、過去については、もう実績が明らかだからそれに基づいた評価をする方が、今後の容器の運用、
0:15:02	使用期間に関して合理的な、
0:15:06	話になるかなと考えて、評価、過去の分については実績に基づく評価をすることを考えている。
0:15:17	院長の石原川瀬。
0:15:20	規制庁の石井ですけど、良い悪いという判断よりも今の考え方をお伺いしてると。
0:15:28	設計承認を取ったとしても、今あるキャスクの設計承認でしかなくなってしまって、
0:15:34	同じようなキャスクを作ろうと思ったときには、そこには当てはまらなくなっちゃうんじゃないかと思うんですけど、その、そのキャスクの過去の実績、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:43	その経年変化の考慮に当てはめようとしたら、
0:15:48	今、今あるキャスクの設計だけであって、
0:15:53	今後そのキャスクその設計に基づくキャスクはつくれなくなるんじゃないかと思うんですけど。
0:16:02	現在、その観点をですねちょっと正直す。今あるものを評価することにちょっと焦点を置いて、視点としては抜けておりましたご指摘ありがとうございます。
0:16:14	で、ある程度この容器の実績というのは容器承認の中で、
0:16:19	この号機はこれぐらい使われたというのを、或いは今後は、それらを管理していくみたいなことを明確にしようと考えていて、
0:16:28	確かにデザインという意味では、
0:16:31	こういう回数履歴が耐えられるみたいな評価の方が良いのかもしれませんが。ちょっと今、
0:16:41	それを設計承認の中でどう表すかというのは、少し考えたいと思います。
0:16:47	ただ、今、すでに作って、20年と使われている要件に対して、今後どれぐらい使えるだろうという評価も、ある程度設計承認側で説明が必要かと考えているので、
0:16:59	ちょっと今ある号機運用済みの容器については、過去分については、実績ベースで説明していくという判断は多分変わらない。
0:17:08	と考えて、
0:17:11	規制庁の石井ですけど、多分、今までいろんな者が、その辺も含めながら、いろいろ評価とか経年変化の考慮をしてきていると思うんですけどそこを見ていただければと思いますけど。
0:17:24	例えば今の現輸送さんがおっしゃる20年間の経理経験で、そんなに使ってないからそんなに照射量ありませんとかっていうベースに基づいて、今後20年使いたいんですけど言った時に、
0:17:37	前半の20年の照射量と、後半は毎年使ったときにあるだろう照射量っていうのを、何かあえて分かれてしまうとやっぱり、そこはやっぱり、今使ってるキャップだけの設計承認であって、
0:17:51	もしトータル、今まで20年使ってるものを今後、40年使いたいというんで20年使いたいというんであれば、
0:17:59	今後使うであろう使い方に通常40年っていう評価が必要になってくると。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:06	普通そういう考え方だし、今までも皆さんそういう考え方で整理されて ると思うんですが、
0:18:13	いかがですか。
0:18:20	現実です。ちょっとそのまず最後のこれまでの記者さんの話。
0:18:25	というか当社の実績なんですけれど、
0:18:28	N F P A の 14 P 型というのは湿式キャスクで発熱量とか内圧とか、照射 量もそれなりに大きいキャスクに対して、これまでの他社さんというの は新燃料輸送容器のような内圧とか発熱量とか照射量も、
0:18:43	そんなに大きくない、容器がほとんどで、累積照射量とかを、
0:18:50	あまり過去実績に必ず説明しても、これぐらい使いたいと考えている期 間を持つというのが説明できて、
0:18:57	いるという認識です。一方、
0:19:02	N T の 14 P 型は、ちょっと過去分も、その想定する使用回数とかを、そ のままものがあつた期間に変わってしまうと、何か使ってもないのに劣 化したみたいな形になって、ちょっとどうしても合理的じゃないなとい う判断になっているため、
0:19:21	過去分を実績でしよ説明したいと考えていると。
0:19:24	ただ、これをどう表していくかというのは、ちょっと、
0:19:28	そのような議論をちょっとこれまで社内ですてこなかったので、どうあ るべきかというのは少し考えたいと思います。
0:19:39	規制庁のサンゴですけど考えたいという点は、
0:19:45	何ていうんですかね、現物ベースでやるとかそういうのを、根本的に何 か設計の考え方、設計するときの考え方として、何か、
0:19:55	考えを改める気があるってということなんですか。
0:19:58	今現在聞いているのは、最初に言った通り、現物の住民を評価するにはそ ういうのが必要かもしれませんけども、
0:20:06	設計としてどれだけ持つかっていうのを考える上で今現物がどうなっ てるかっていうのは、そぐわないんじゃないから、一般的にですよそぐわ ないんじゃないかなというところ。
0:20:17	そうなんですけども、何か。
0:20:20	大丈夫ですかね。何が駄目なんですか。
0:20:24	規制庁らしいですけど今のサンゴのちょっと私なりに補足すると、
0:20:28	もし今の今まで使ってる 20 年を実績ベースでやって、今後 20 年使いた いものは、例えばこの今までの実績と使用条件が変わって、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:40	あそこは今まで例えば2年に1回5年に1回しか使ってなかったところ、今後毎年使いますっていうので、前段は今までの実績の照射量で、後段は、
0:20:51	今後使われる1年間に、阿比留で照射量を評価した上で経年変化を考慮さしますっていうんだと。
0:20:59	今後新しくキャスクを作ったとしても、
0:21:02	前段の20年間は同じ使い方をして、後段を同じ使い方をするっていうような制限がかかっちゃうと思うんですけど。
0:21:11	今後そういう制限をかけて使用するっていう考え方でもいいんですが、こちらとして、
0:21:18	現在、そのような制限をつけることを望んでいるわけではありませんで、今当社が一番懸念してることは、設計承認書の中で、年使用予定期間40年みたいな
0:21:32	ある程度制限をつけてしまって、その40年という根拠はその40年間の照射を受けても大丈夫だとかいう説明から導かれるものなんですけど、実際に使用された期間が
0:21:44	40年のうち、事実期間として20年超過していても、照射量とした5年分ぐらいしか、2、20残り20年でもう捨ててしまうのか後は、実際の累積期間としては残り35年分耐えられるのというふうな状況で、
0:22:01	設計承認書の中で使用予定期間を40年と書いてしまうと、もう40年後にもうそこで、
0:22:07	破棄みたいなことになることを恐れている。
0:22:12	はいすいません。規制庁のサンゴですけれども、まず、経年変化の要因の考え方が、頭がかたいのかなと思います。
0:22:20	要員として40年使うと言ってる中で、別に年毎年それを使うことを目的に40年という市の事業者もあれば、
0:22:35	使わない状態で40年使った場合は何回まで使っているように、評価の内容を決めてる事業者もあります。
0:22:45	今原燃輸送が言われたところは、40年間毎年使うという条件を設定した場合っていうことだと思うんですけども、
0:22:55	そもそもそういった条件で、経年変化の要因を考慮するっていうところがちょっと、
0:23:01	固いんじゃないかなと。何もしない状態だったら、何年です。使うとしたら何か1回ますとかっていうので、負荷の高い方で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:12	経年変化の要因を考慮して、
0:23:14	持ちますと言えば、別に使ってないので、40年、
0:23:20	とか、7日40年以内でも例えば40回使うっていうのを、もう20年でもいい。
0:23:26	40回使ってしまったらもう使えませんっていうのか、いろんな考え方があると思うんですね。そういったところは何て言うんですかね。
0:23:35	使いやすいように、経年変化の要因が何なのかっていうのをよく整理された方がよろしいんじゃないでしょうか。
0:23:43	以上です。
0:23:48	規制庁のお話でよろしいですか。
0:23:54	なんかもう連続照射とかね、そういう連続した熱負荷とかっていうことを大前提としてお考えのようですけども、
0:24:03	そういうわけではなくって、今サンゴがお話ししたような強いんですけどね。
0:24:10	例えば、
0:24:12	40年なのか60年なのかわかりません。
0:24:15	で、それとは別に、要は、トータルの輸送回数とかね。
0:24:21	その1回の輸送でどれぐらいかかるっていうことはね、明確にね。
0:24:26	それ、規定できるっていうか管理ができる話だと思うんですね。
0:24:32	ですからその辺の条件をフレキシブルに考えて、要は、安全性特に経年変化に関する前提をどうするのかっていうことをね、はっきりさせて、
0:24:46	運用が、運用が可能でありかつ、合理、合理的というか、理屈を通るね、説明していただければこちらは、そういう説明であれば我々はアクセプトできると考えています。
0:25:02	従って、それは他の事業者がね、40年とか60年とか70年とかずっと上げてますとかってやってるのは、それはそれがそれで一番説明がしやすいっていうだけで、
0:25:16	それは事業者の中には、年間4回運ぶとかね、年間4回発行で1回、1回は3ヶ月ですから、年間4回運んで例えば、1回で1ヶ月ですとかっていう、申請者もいるわけですから、その辺で、
0:25:33	要は、原燃輸送として運用が可能でかつ説明ができるようなね、方法で、前提を決めていただければ、決めていけばいいのではないかと考えております。以上です。
0:25:48	受原燃輸送ノジマです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:51	承知しました。今いただいたご指摘を踏まえまして
0:25:59	改めて考えさせていただきたいと思います。
0:26:05	規制庁の石井ですけど私のコメントがちょっと厳し過ぎたのかもちょっと違ったのかもしれないですけど、ただ実運用として設定した条件っていうのは、実際の運用で守っていかないただかなきゃいけない運用ですので、
0:26:18	そこが今説明した通り合理的であって、かつ実現可能な、
0:26:23	条件を設定してもらわないと、
0:26:26	その条件から外れるようなことをやったら、そもそもこの設計承認に相当する容器を使うときに、
0:26:34	設計の範囲外ですってなってしまうので、そこは、
0:26:38	今これが説明した通り最も保守的なのは、
0:26:43	ずっと照射されてるっていうのが保守的なんですけど、そうしろというわけではないので、
0:26:48	実運用に倣った条件をセットしてもらえばいいと思いますけど、そこは守ってもらわなきゃいけない条件になるっていうのはちゃんと頭に入れて設定してもらえればと思います。
0:27:00	以上です。
0:27:03	はい規制庁しました。
0:27:06	規制庁みたいな。すいません。おそらく、この問題っていうのは、輸送時期が相当に先、或いは一定という状態から、
0:27:16	現状、
0:27:17	されてると思う。
0:27:20	逆にそういった時期、
0:27:21	もう少し見据えて練り直すとか、そういったお考えもおありでしょうか。
0:27:33	原燃輸送ヤタです。輸送時期が先だからということではなくて、
0:27:40	将来電力さんのニーズによって、いろんな形いろんな機関の輸送が想定されて、
0:27:47	その中で、あまりそのイシイさんがおっしゃられたように、
0:27:53	これからの使われ方に制限をつけたくないという実情もありますので、どういう形で表すのがいいかを悩んでいるところです。なので、
0:28:03	使用予定が先だからという観点ではありません。
0:28:12	規制庁、佐田です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:14	今おっしゃられる通り、電力会社さんによっていろいろなニーズだとか、要望、多分、事業計画終わりだと思いますけど、それらのいわば最大公約数的なものを抽出するというのがこれから、
0:28:28	検討されるっていう理解でよろしいでしょうか。
0:28:45	あ、すみません現在のナカマですけども。はい。各電力会社さんのニーズ等を踏まえてですね、評価にあたってその最大公約数の
0:28:57	返す、もしくは年数で戸谷評価するというのは、現送そう思っております。
0:29:02	すみません、長野ですが以上です。はい。
0:29:08	すみません規制庁のサンゴですけども。
0:29:12	改めて言っておきたいんですけども、経年変化の要因をどう考慮するかっていうのは、使用状況を踏まえて考えてくださいというふうにガイドで示している通りです。
0:29:23	そこは、年単純に年数なのか、使う回数なのか、それとも実入り期間なのか、いろんな条件があるんですね。
0:29:34	あると思います。そういった中を全部整理して、一番影響が大きいのはここだというふうに言ってもらって、それを守るような使い方ということになると思うんですね。
0:29:47	例えば右機関であれば、
0:29:50	何て言うんすかね輸送期間が1年、
0:29:53	だったら、40年分なのか、輸送期間が半年だったら、80回、使えるのかみたいなふうになってくると思うんですけども、そういうのは管理しやすいように、あとで、
0:30:06	輸送容器の寿命どうなのかっていうのが説明しやすいようにいろんな設定されると思うんです。
0:30:12	放射線の照射とかってそういう右きかんでしょうし、熱の影響もそうなんでしょうけども、例えば、トラニオンとかの繰り返し機能とか見るとかっていうのであれば、
0:30:23	そこはずつつつてわけではないので、輸送機関というよりは輸送回数であるとか、そういったところを整理していただきたいと思います。
0:30:34	さらに言うと、使用済みだからっていうわけではなくて、この考え方は別に新燃料であろうがなんだろうが、同じだと思いますので、
0:30:44	そういったところ、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:46	なんていうんすかね。見直す必要があれば見直していただきたいというふうに考えます。
0:30:51	以上です。
0:30:57	現在磯野ノジマです。はい。表彰しました。
0:31:04	規制庁の石井ですけど、ちょっとさっきよく、あんま聞き取れなかったのかおっしゃったのかわかんないんですけど、まず、M型の方はいつぐらい申請を予定されてるんでしたっけ。
0:31:20	原燃の仲間ですが、Mガーターの申請書は、すでに事業者側ですね原燃宗側ではもう準備整っておりますので、
0:31:30	速やかに申請をさせていただきたいと思っております。
0:31:39	速やかに着手速やかになってのが発表後かっていうことです。
0:31:44	いや、準備等もございますので2週間ぐらいはかかるのかなと考えておりますので2週間後ぐらい。
0:31:55	をめぐりに、はい。出させていただきたいと思います。わかりました。規制庁石井です。一方で14Pの方は、
0:32:06	14Pの方はですねM4PとM12Bの申請をさせていただいて、その審査状況を踏まえまして、
0:32:18	また提出時期についてはご相談させていただきたいと思います。
0:32:24	ただ事業者側の今のちょっと希望なんですけども、11月、10月の下旬から11月の上旬ぐらい。
0:32:35	をめぐりに申請書を提出させていただければ、
0:32:41	良いかなということで今、事業者側考えております。はい。すいません現実ナカマです。以上です。
0:32:48	規制庁の手術わかりました。一方で新規で出す場合は
0:32:54	確認審査会合の対象になりますので、申請時期を一応2週間前ぐらいにはきちんとお伝えいただいて、審査会合もこちらセットする必要がありますので、その辺をよろしくお願いします。
0:33:06	それから、審査会合をやるにあたっては、実際に
0:33:11	審査会合の資料は、マスキング情報なしで、今表示していただいておりますので、その辺工夫をしていただければなあと思います。
0:33:22	それからM型の方はもうほぼでき上がってるというお話でしたけど、
0:33:29	くれぐれも今JAEAの紙1、2件の審査書がホームページで公開されてますけど、
0:33:39	経年変化の考慮の何でしたっけ、ろ紙ofでしたっけか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:45	ろ紙をMの記載とか、
0:33:49	何ていうんすかねその経年変化の要因っていう用語の考え方もきちんと審査書を見た上で、整合がとれるように書いてください。他の方の申請書というよりも、
0:34:00	審査書でどう書かれてるかをよく理解した上で、きちんと書いていただければなあと思います。
0:34:07	それから、
0:34:10	今回変更申請なので、影響がないところは明確に影響がないようなことも記載していただければいいと思うんですが、基本的には安全解析書全部きちんと書く上に、
0:34:21	適合してるものが説明されたもので出てくると思うんですけど。
0:34:26	特に、他の申請所でも書いてる通り、
0:34:31	経年変化の考慮のところで、疲労についてはよく他の。
0:34:35	支援、他所申請書を見ながら、適切に最後判断して、最後の取りまとめをきちんとしていただきたいなというふうに思っています。
0:34:46	なぜこういうことを言ってるかっていうと、他の申請者の方々でも事前に、せっかくいろいろ行政相談を行って、
0:34:55	伝えてるにもかかわらず、何か理解できてないで、申請書を構成されたり、
0:35:02	用語が使われたりされてる方がいっぱいいるので、
0:35:06	極論からいうと、今回の変更申請については、あくまで経年変化の考慮だけっていうふうに今理解しているので、
0:35:14	そこの部分が適切に書かれていて、あと過去からの何ですかね解析の影響とかがほとんどないんであれば、
0:35:22	補正とかなして対応できるぐらいの方、精査されたものを出していただきたいというのが、
0:35:29	規制庁側の要望です。もちろん、
0:35:34	100点をすぐに取りれるのは、絶対ではないとは思いますが、そちらも変更で、申請も、他の審査書も、規制庁側も少ない人数で対応してるので、
0:35:46	できるだけそういう中の無駄無駄と言ったらおかしいですけど、合理的に審査ができるようにしたいと思うので、くれぐれも最後、
0:35:55	審査申請書を出すときの最初の品質管理とかは、
0:36:00	他の審査書申請書をよく見た上で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:04	特に他の新湯
0:36:07	最初に書かれている用語とかをよく注意して書いていただければなと思います。
0:36:12	よろしいでしょうか。
0:36:25	はい。
0:36:26	N-Sウミノです。承知いたしました。ちょっと確認なんですけどもJ Aさん補正申請書までは、つい先日関連資料としてホームページで掲載されたと思うんですけども、
0:36:37	審査書の方はいつ頃、ホームページで公表されますでしょうか。すみません補足ができなくて多分今週中ぐらいには、
0:36:46	携帯できるかなというふうに、もう私たちの手元は離れているので、
0:36:53	承知いたしましたでは審査書のほう確認させていただきますすみません現実ウミノでした。
0:36:59	どうぞ。
0:37:00	すみません。規制庁のホデですけども、いくつか留意点というか、そのものずばりはなかなかお話すわけにはいきないと思うんですけども、
0:37:14	まず、経年変化のところなんですけれども、
0:37:20	要は、どのような劣化があるのか。
0:37:23	例で言えば、例えばですね構造強度、構造強度の
0:37:29	を保証確保する機能を持っていないくて、別の機能があるのに、機械的影響度が変わりませんかです、そういうのはバツですから、よくご認識いただきたいと思います。
0:37:43	伝熱機能があるものであれば除熱機能があるものであれば除熱機能を、白湯、決定する因子は何なのか、それに対して、
0:37:54	経時的な影響で、どのようになるのかということ、必ず明記してください。
0:38:01	だから、安全機能に即した説明でないと、それは経年変化の考慮をやった上での、要は前提条件がおかしくなってきますのでその辺はよくご認識いただきたいと思います。
0:38:16	と、あとですね、先ほどのちょっとばらばらと出てましたけども、機能についても、どうなのかということで、それは、これ、
0:38:32	むしろ最近の先ほどのJ Aの申請とかですねその辺で、審査書の方でどのような話をしているかということをよく見ていただきたいと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:45	その考え方については、4年3、4年の申請の時に、いろいろと、
0:38:53	規制庁の中でも議論をした結果、今のような説、小さい所で書かれてるような結果ということで、
0:39:04	ちゃんと要は経年変化のそのろ紙をFで書かれるべきことということは何かっていうことは、安全解析にいかにつなげるかということになりますので、
0:39:16	要はそこでは条件までを、あるものについては安全解析でどのような条件で評価します。ないものについては、
0:39:25	安全解析を行う上での、その前提条件が変わりませんということが、言われて、記載されているという必要があります。
0:39:35	で、それぞれその影響を踏まえた評価については、炉SHOE Iから吉尾伊井まで、
0:39:42	そこで、経年変化の影響、影響が何々だから、こういう評価をやった結果どうだということで、技術基準適合性にちゃんと繋がる説明になっているか。
0:39:56	例えばですね、
0:39:59	例えば、何とかがSy以下だからオッケーですよというような、確かにそれは構造健全性までの話ですから、ちゃんとそのあと技術基準適合性まで繋がっているかどうかということを今市精査していただきたいと思います。
0:40:17	あと、これまでの申請の中でいろいろお気づき。
0:40:24	だと思っんですけども、見ていただければわかると思いますけれども、
0:40:28	過去はね、落下のときにどうだこうだということでその辺は非常にホットな話題になりますので、これまで、ある程度の議論はされていると、いうふうな認識がありますが、
0:40:42	あくまでも技術基準に対してどうなのかということ、特に規則の頭の方ですね。
0:40:53	よく言われてるのが、温度とか内圧の変化というところに対して、
0:41:00	条件はどうであれその変化に対してどれぐらいの影響があって、それでも問題ないとかですね、そういうことがきちり書かれている必要があると思いますし、例えば進藤なんかでもよく、
0:41:14	共振しないで終わってるところがあるんですけども、共振しないからどうなのっていうところまで明確、規則で言ってることはあくまでも、亀

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	裂破損のないことというところですから、そこに至るまでのロジックを明確に、
0:41:29	例えばAとか4のA-4の中から、その辺できっちり書かれてるかとかということも確認いたしますので、そういう観点で、
0:41:40	要は、技術基準で言われてることがちゃんとその技術基準を導くための結論になってるかその結論がちゃんと論証を敷いて書かれてるかということ、今一度確認願いたいと思います。
0:41:53	一応留意点としては、以上です。はい。
0:42:00	はい。
0:42:02	原燃仲間ですけども。はい。
0:42:05	承知いたしました。はい。そちらの方
0:42:09	反映させた上で、はい。申請書を出させていただきます。
0:42:14	規制庁の石井ですが、今の保税のにちょっと関連するんですけど、
0:42:19	4電さんの審査をやったときに、木材の鑑賞会の木材の件がいろいろ議論されて、
0:42:27	電力代の協力も踏まえて、いろいろ最後取りまとめができてるんですけど、
0:42:33	緩衝体の目標に関する記載の方針とか、
0:42:38	評価の考え方とかってというのは、
0:42:41	原燃輸送さんも確か当時一緒に代わってやられたと思うんですけど、
0:42:46	どういうふうを書くか。
0:42:48	とかどういうふう、考え方に基づいて申請をするかっていう、その考え方は、もうすでに、
0:42:55	きちんと共有されてるという理解でよろしいですか。別の者で、
0:43:00	最初に申請する時にはまだなかったのだからっておっしゃったところもあつたりしたので、その辺の状況をちょっと事前に推しお話しただければと思いますが、いかがですか。
0:43:15	はい。現在宗三野です。はい。4.3の方ですね共通業界の方の共通見解出されたときと、対象の中にはですね使用済み燃料を運ぶ当社の移送容器だったり、今回申請させていただくM型の容器についても、
0:43:29	それらの対象と中に入った上で温度等の評価もされておりますので、当社としては、そのような共通見解を踏まえて申請させていただければと考えております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:41	規制庁石井です。そこは適切に、この前のお話がきちんと反映される形で対応していただければと思います。
0:43:55	私からは以上です。
0:43:59	はい、承知いたしました。
0:44:08	はい。
0:44:09	すいません。規制庁の方ですけども、先ほどのその経年変化以外のところでですね、特に 14P、
0:44:19	ですけども、これまでの申請申請書の中でですね温度条件の制限とか、確か、補償のところいろいろ記載されていたと思うんですけども、
0:44:34	その辺の内容を踏まえて、その温度とか圧力の変化に対してどのような考え方ということをしっかり要は精査していただきたいと思います。
0:44:48	従いまして、本当に、
0:44:53	どういう影響があるのかですね。だから今、もう相当高い設計圧力だっというのとはわかってますけども、それも確かぎりぎりのような条件のもとで評価されていたと思いますので、その辺を踏まえてですね、ロジックの構築を
0:45:11	ロジックの構築っていうか、納得できるシナリオということを精査いただきたいと思います。お願いいたします。以上です。
0:45:26	原燃輸送ノジマです。承知しました。
0:45:29	今のご指摘を踏まえて、
0:45:33	ご指摘通り 14 期、
0:45:38	他のキャスクに型式に比べて設計発熱量、
0:45:43	厳しい条件になっておりますので、
0:45:48	月曜日を踏まえて、
0:45:51	見直したいと思います。
0:45:57	規制庁のサンゴですけども、今言ったところがちょっと理解されてるかどうか確認させてください。具体的な例でなくて申し訳ないんですけども、
0:46:10	何役の変化を例えば見るときに、
0:46:15	使用条件がマイナス 20 度から 38 度までとしたときに、
0:46:22	ダイアップが一番高くなるそれが、空気が入ってるというようなものを考えていただきたいんですけど、これ内圧の変化が一番大きいのは何かって言ったら、マイナス 20 度の時 2 空気が入って蓋をして、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:36	38 度になったときに膨張してっていう、その他が一番大きいわけなんで、そういったところが今まではあまり、
0:46:46	何て言うんすかね、常温からやるような評価だったり、情報からマイナスになるときの評価だったりっていうところで、SURCが一番大きいところっていうのを見てないようなところもあったので、そういったところが、
0:46:59	注意してくださいねという意味なんですけども、伝わってますか。
0:47:08	はい。原燃輸送の千葉です。そちらについては先行されてます事例を確認しております、承知しております。はい。
0:47:25	他に何かございますか。
0:47:33	原燃輸送側からでも、何かコメント、
0:47:37	したところの意味がよくわからないところあれば、
0:47:41	この機会にきちんと確認をされていて、
0:47:45	ください。
0:47:58	よろしいですか。
0:48:05	すみません原燃仲間です。すみません先ほどのですね設計承認のところで、
0:48:12	過去のその主要実績を踏まえたっていう評価に関してなんですけど、設計承認の考え方ということで先ほど
0:48:23	コメントいただいたんで非常に頭すっきりしたんですけど、
0:48:27	過去の使用実績に対してというのに関しては、容器承認終えた後で、その事業者がその設計承認を
0:48:38	次、設計者利用者受領した上で事業者管理の中で、ちゃんとその適切にやっていけばいいというような
0:48:48	お考えかなとちょっと私理解したんですけどそれで間違っていないでしょうか。
0:48:53	規制庁のサンゴです。ちょっと直接の答えになるかどうかかわからないんですけども説明いたします。
0:48:59	例えば設計上 40 年もちますという評価を行った設計に基づいて、容器を作りました。
0:49:07	その容器は 20 年前から使っているものなので、
0:49:11	というものが事例としてあり得るわけですね。その場合にはその容器の日としては、設計上 40 年もつけれどもすでに 10 年経っているので、あと 20 年使いますと、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:23	ということで容器承認の有効期間は、この20年、
0:49:29	申請されて、20年使ったものが申請されればその申請から20年、
0:49:34	いうふうになりますし、
0:49:35	別の事例では、何回かということが評価の中に入っていましたので、この世そのAD、すでに作られたように使っていて、20回使えるというふうに評価したものが、
0:49:49	すでに10回使ってるものであれば、残り10回しか使わないというような管理は、
0:49:55	今事業者が行うと。
0:49:57	そういったところがきちんと
0:50:01	条件になって、使える発送前の時に、確認されて維持されてるという説明に繋がるというふうに考えてます。
0:50:10	これで、
0:50:11	ご理解いただけただけでしょうか。
0:50:18	はい。
0:50:19	はい。原燃の仲間です。はい。理解いたしましたので、はい、了解いたしました。
0:50:29	他に何かございますか。
0:50:47	すいません。江藤。もう一つ現在の間です。先ほど一番最初にですね相談事項14ページがですね、14ページが相談事項で10月からお話をさせていただきたいという話で、
0:51:02	今日ちょっと結構お話させていただいたんで、かなり下、事業者側わかった状態なんですけど、ちょっとこれを踏まえて本当に
0:51:12	最終的に当社がですね考えた考え方がちょっとNR線の考え方、相違がないかということについては、
0:51:21	10月ですね、殊今方が先に出ますけどM型の状況を踏まえて10月ですね、後半ぐらいからちょっともう一度、
0:51:32	ご相談させていただきたいということでよろしいでしょうか。
0:51:37	多分内容によると思うんですけど、そのご相談に向けてのちょっと調整を確認させていただきたいということでちょっと今確認させていただきました。
0:51:47	規制庁さん方ですけれども、その行政相談そのものを拒むことはありません。ただ、どういったことをされたいのかっていうのは今わかりませんので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:57	今後の相談を受けるかどうかということについても、お答えはできません。
0:52:03	別途、何て言うかね行政相談を行いたいということは、ご連絡いただければと思いますけれども、それでよろしいですか。
0:52:12	はい。
0:52:14	行政相談するしないは別としてこういうことってことでご相談だけさせていただけたいと思います。はい。
0:52:26	以上でよろしいでしょうかね。
0:52:32	はい。原燃の仲間ですけども、現在曾我は、今回の相談に関しましては、はい。以上でございます。
0:52:41	はい。規制庁佐野です。それではこれで、原燃輸送の行政相談を終わります。
0:52:52	はい、原作までどうもありがとうございました。
0:52:55	東西も違うんですか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。